

目次

はじめに	4
I. 法令違反リスクの高いもの（代表例）	7
II. 本文	10
農薬取締法	10
農薬とは？	13
農薬の範囲は？	15
「業者」から「者」へ	18
特定農薬とジェネリック農薬	20
再評価制度	27
情報の公表	30
農薬の表示	31
農薬の販売	34
回収命令	37
農薬ではない除草剤	38
農薬使用の規制①	41
農薬使用の規制②	43

農薬使用の指導	48
農業資材審議会	52
罰則	54
<i>TOPIC</i>	57
最後に	58

はじめに

農薬使用者に対する規制が大きく強化されたのは、平成 14 年(2002 年)から平成 15 年(2003 年)にかけての農薬取締法の大改正です。

そして、平成 30 年(2018 年)の改正で農薬使用者に対する規制がさらに強化されました。

この両改正の中身が十分に理解され浸透しているかといえば、なかなか「はい」とは言えない状況にあります。

農薬取締法を理解せず、法律に逸脱するようなことがあれば、自分自身の経営や地域全体への信頼を失うことにもなりかねません。

やっと日本国内でも関心が高まってきたGAPへの取組みにおいても、農薬に関する部分は非常に重要です。

例えば、農薬の使用に関して「収穫前日まで」と「収穫 24 時間前」の違いをしっかりと理解できていますか？

GAPに取り組んでいる農業経営者やJAの皆さんであれば、農薬取締法に基づいた農薬使用などはすでに実践されているので当然お分かりになるでしょう。

GAP認証取得済みの多くの農業経営者の皆さんは、農薬取締法による規制よりも一歩進んだ管理が行われているからです。

しかし一方では、農薬取締法を理解しないままに生産管理が行われていたり、指導する立場の人たちが誤った理解のまま指導を行っているケースも見受けられます。

危惧されるのは、そもそも農薬取締法とはどのようなものなのか、さらに根本的課題として「農薬とは何か」も含め、きちんと理解されていないのではないかということです。

以下のような質問に、あなたは即答できますか？

- 希釈倍数は 2,000 倍で使用回数は 1 回となっているものを、5,000 倍に希釈して 2 回使用するのは法律違反か否か。
- 炭を粉末にして水田に散布したら、除草剤と同じように雑草を押さえることができた。この炭の粉末は法律上農薬か否か。

このような質問にすぐに答えられないということは、農薬取締法に反するような取組みが行われている可能性があります。

平成 14 年（2002 年）から平成 15 年（2003 年）の大改正、そして平成 30 年（2018 年）の改正によって、農薬使用者に対する様々な規制が強化されています。

このような制度改正の対応で、最も重要なことは何か。

それは、法律をしっかりと理解することです。

自らの経営を守る、さらに地域の信頼を守るという点で、大切なことです。

日本は法治国家です。

法律を守るのは当然のことです。

たとえ故意ではなく、法律を理解していなかったがために犯してしまった過ちであっても、処罰の対象となります。

農薬取締法を正しく理解し、農薬そのものを正しく理解すれば、安心して農薬を使用できるようになり、このことが消費者の安心感、信頼感にもつながっていくでしょう。

もちろん、GAPの実践、認証取得にも役立ちます。

本書は、農薬の使用を中心に、農薬取締法についてできるだけわかりやすく解説をしています。

農薬を使用する人たちだけでなく、その指導を行う人たち、さらには農薬の製造や販売を行う人たちにぜひ読んでいただきたいと思います。

農薬取締法を正しく理解することは、あなたの、そして地域のリスク軽減につながります。

知らなかったでは済まされない

法令違反リスク

— 農薬編 —

I. 法令違反リスクの高いもの（代表例）

農業生産現場における農薬使用の場面でよく出てくる質問を中心に、法令違反に該当する可能性が高いものや過剰な指導が行われているものなど、特にリスクが高いものについて最初にお話ししておきましょう。



そもそも、これって「農薬」？

詳しくは本文 P.15

農薬取締法とは、農薬の規格や製造・販売・使用等の規制を定めた法律です。当然のことながら、農薬以外のものには適用されません。しかし、「農薬」と「農薬ではないもの」の線引きは難しいものです。

「農薬」か否かの判断に迷ったときには、以下の3つを基準に考えましょう。

1. どのように作用するのか？
2. どこで使用するのか？
3. 使用する目的は何か？

病虫害・雑草防除を目的に農地で使用するのであれば、まずは「農薬」に該当すると考えてよいと思います。

それでも「農薬」に該当するのかわからないのかを悩んだ際には、行政機関に確認することをお勧めします。

「農薬」に該当するのであれば、農薬取締法が適用されます。



農薬使用時期が「収穫前日まで」と「収穫 24 時間前まで」とは同じ意味？

詳しくは本文 P.47

生産現場で多いのが、この二つの考え方を間違っているということです。指導する人が間違っただけで、困った状況になっています。

「収穫前日まで」は「収穫 24 時間前まで」とは同じものではありません。

「収穫前日まで」はあくまで「収穫前日まで」であり、その考え方はこれまでに何度も農林水産省から情報が出され説明がなされています。